

ネーミングライツ事業ガイドライン

令和5年（2023年）11月

三重大学

目 次

1. ネーミングライツ事業の目的及び趣旨	P 2
2. 対象施設等	P 3
3. ネーミングライツ料	P 5
4. 期間	P 5
5. 選定の手続き	P 5
6. 事業募集の方法	P 6
7. 応募資格	P 6
8. 愛称等の付与の条件	P 7
9. 審査項目及び審査ポイント	P 8
10. 契約の締結・更新	P 9
11. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担	P 9
12. ネーミングライツパートナーの特典	P 9
13. デザインガイド	P 10
14. 契約の解除	P 12
15. リスク負担	P 12
16. ネーミングライツ事業実施の流れ	P 13

1. ネーミングライツ事業の目的及び趣旨

ネーミングライツ事業の契約により、本学の施設等に対して法人等の名称、商標名等を冠した愛称を設定する権利（以下「命名権」という。）及び本学の施設等を利用し法人等の活動を宣伝する権利（以下「命名権等」という。）について、本学が命名権等を付与した法人等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から得た対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用し、本学の教育研究環境の向上を図るものです。

本ガイドラインは、本事業の趣旨に賛同いただける法人等（法人、法人以外の団体又は個人事業主をいう。以下、「法人等」という。）の募集に際し、事業実施に向けた基本的な考え方や方向性を示したものです。

本学との契約により、ネーミングライツパートナーには、命名権等を付与します。本学は、本学が発行する広報誌等にて、愛称等（愛称及び広告掲示等の内容をいう。以下同じ。）を積極的に使用することとし、ネーミングライツパートナーは、学内外での認知度を高めることが期待できます。

本学はネーミングライツ事業の対象となった施設等の美観の維持に努めることとします。また、ネーミングライツパートナーから得るネーミングライツ料を施設等の維持管理・修繕等に有効活用することで、教育研究環境の向上を図ることができます。

【ネーミングライツパートナー】

ネーミングライツパートナーは本学との契約により本学の施設等に愛称等を設定できます。また、本学施設及び構内に愛称等のサイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置できます。

【ネーミングライツ事業の種類について】

本学のネーミングライツ事業には、次の3種類があります。

- ・「施設指定型」
法人等に、本学が指定した施設等（講義室その他の室、スペース等を除く。）の命名権を与えるもの
- ・「スペース指定型」
法人等に、本学が指定した講義室その他の室、スペース等の命名権を与えるもの
- ・「提案広告型」
法人等に、対象施設等のうちから法人等が提案により指定した施設等への広告掲示等を認めるもの

2. 対象施設等

1) 「施設指定型」

①候補施設について

福利施設、体育館、図書館、講義棟及び課外活動施設など、全体が広く共同利用される建物とし、教育研究施設（講義棟を除く）、病院（診療施設）、附属学校、管理施設、歴史的建造物、倉庫、便所、職員宿舎などは、原則、対象外とします。

②対象施設について

公表及び公募対象施設は、役員会で審議し、学長が決定します。

③候補施設（建物）（例）※随時更新

対象施設	施設名称	建築年 (改修年)	規模 (延床面積) (㎡)	契約期間	備考
地域共創プラザ	地域共創プラザ	令和5年	1,389	3年～5年	食堂(600席)
クラブハウス	クラブハウス	昭和45年 (令和5年)	1,142	3年～5年	
三翠ホール	三翠ホール	平成7年	4,084	3年～5年	大ホール(1650席) 小ホール(300席)

2) 「スペース指定型」

①候補スペースについて

福利厚生スペース、体育活動スペース、図書関係スペース、課外活動スペース、セミナー室、演習室、講義室、会議室、談話室、ラウンジ・ロビー、交流スペースなど、広く共同利用されるスペースとし、部局長室、応接室、教員室、研究室、実験関連諸室、歴史的建造物、病院（病室、診察室、処置室、医療行為を行う室等）、附属学校、管理関係諸室、倉庫、便所、設備室など、教育研究スペース（講義室等を除く）や管理スペースなどは、原則、対象外とします。

②対象スペースについて

公表及び公募対象スペースは、役員会で審議し、学長が決定します。

③候補スペース(例) ※随時更新

対象施設	スペース名称		建築年 (改修年)	規模 (延床面積) (㎡)	契約期間	備考
情報ライブラリー センター (附属図書館)	2階	アメニティコーナー	昭和53年 昭和63年 (平成24年)	133	3年～5年	
共通教育校舎3号館	1階	1111番教室	昭和48年 (平成24年)	150	3年～5年	64席
		1121番教室		136	3年～5年	130席
		1131番教室		150	3年～5年	130席
	2階	1201番教室		150	3年～5年	134席
		1211番教室		150	3年～5年	132席
		1221番教室		136	3年～5年	130席
		1231番教室		150	3年～5年	142席
	3階	1301番教室		150	3年～5年	106席
		1321番教室		136	3年～5年	100席
環境・情報科学館	1階	展示ホール	平成23年	350	3年～5年	
	2階	ラーニングcommons		522	3年～5年	148席
		グループ学習室(1)		33	3年～5年	10席
		グループ学習室(2)		33	3年～5年	10席
	3階	PBL演習室(1)		74	3年～5年	24席
		PBL演習室(2)		47	3年～5年	24席
		PBL演習室(3)		62	3年～5年	30席
		PBL演習室(4)		62	3年～5年	30席
		PBL演習室(5)		51	3年～5年	24席
		PBL演習室(6)		58	3年～5年	24席
	ティーチング・commons	70	3年～5年	12席		
総合研究棟Ⅱ	1階	ロビー	昭和41年 (平成15年)	174	3年～5年	
	2階	交流ホール		69	3年～5年	
190番教室	1階	190番教室	昭和46年	225	3年～5年	238席

3) 「提案広告型」

① 広告掲示等について

原則、A2版、A3版の広告物を掲示することができます。対象は全ての施設（生協の営業スペースは除く）・設備としますが、内容や掲示方法等については、周辺環境の景観等を考慮のうえ決定します。

② ネーミングライツ料

ネーミングライツ料の基準価格は下記のとおりとし、ネーミングライツパートナーにて本学指定のフレームを用い掲示を行います。※フレームはネーミングライツパートナーが負担

パネルサイズ	基準価格（年間）※消費税抜き
A2版	15万円
A3版	10万円
その他サイズ等	要協議

3. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、施設等の特性、広さ等、その他の事情を総合的に勘案し、対象施設等ごとに決定するものとします。

ネーミングライツパートナーは、原則、年度ごとに、指定期日までに本学にネーミングライツ料を納入するものとします。

4. 期間

契約期間は、「施設指定型」「スペース指定型」は原則3年以上5年以下、「提案広告型」は原則1年以上5年以下とし、個別の契約ごとに定めます。

5. 選定の手続き

- (1) ネーミングライツ事業の対象施設は役員会にて審議し、決定します。
- (2) ネーミングライツパートナーの選定は、三重大学ネーミングライツ事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会及び役員会にて審議し、決定します。

6. 事業募集の方法

ネーミングライツ事業の実施に当たっては、原則として公募によるものとします。

「施設指定型」及び「スペース指定型」の公募の実施は、役員会の議を経て、学長が決定します。

「提案広告型」の公募は、全学共通の公募要領により実施し、ネーミングライツパートナーからの申込みごとに採否を決定します。

1) 「施設指定型」「スペース指定型」

- ①候補施設（公募対象となる可能性のある施設）を学外に公表（HP等）
- ②法人等からの提案、ヒアリング等
- ③応募が期待される施設を役員会にて審議
- ④学長が公募施設を決定
- ⑤公募要領の作成
- ⑥公募開始
- ⑦法人等からの申込み
- ⑧選定委員会においてネーミングライツパートナーを選定し、役員会にて審議
- ⑨学長がネーミングライツパートナーを決定
- ⑩契約締結
- ⑪サイン等の設置
- ⑫愛称等の使用開始（事業開始）

2) 「提案広告型」

- ①公募要領を公表（公募開始）
- ②法人等からの申込み
- ③選定委員会及び役員会にて審議
- ④学長によりネーミングライツパートナーを決定
- ⑤契約締結
- ⑥広告等の設置
- ⑦事業開始

7. 応募資格

次のいずれかに該当する法人等は、ネーミングライツ事業に応募することはできません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ②行政機関から行政指導受け、改善がなされていないもの
- ③社会問題を起こしているもの
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。) 又はその構成員 (暴力団の構成団体を含む。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの

- ⑤貸金業法 (昭和 58 年法律第 32 号) 第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営むもの (銀行法 (昭和 56 年法律第 59 号) 第 2 条第 1 項に規定するものを除く。)
- ⑥賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦政治団体
- ⑧宗教団体
- ⑨会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪その他ネーミングライツ事業に応募する法人等として適当でないと本学が認めるもの

8. 愛称等の付与の条件

愛称等は施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、本学の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとします。

命名権等の付与期間においても、学長が特に必要と認めるときは、愛称等の変更を求める場合があります。

また、次のいずれかに該当するものは愛称等として設定することができません。

- ①法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ⑤社会問題についての主義主張のあるもの
- ⑥公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑦求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ⑧本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ⑨詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑩青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑪たばこの広告又は喫煙を促すもの
- ⑫アルコール飲料の広告又は飲酒を促すもの
- ⑬良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- ⑭集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ⑮その他愛称等として適当でないと本学が認めるもの

9. 審査項目及び審査ポイント

次の審査項目をもとに、本学が設置する選定委員会において、応募資格、愛称等、応募の趣旨、ネーミングライツ料、契約期間等を基に総合的に判断します。また、応募者の多寡に関わらず採用とならない場合もあります。

・「施設指定型」「スペース指定型」

審査項目	審査ポイント
資格	・ 応募資格を満たしているか ・ 経営基盤が安定しているか など
愛称等	・ 学生、教職員に受け入れられるか ・ 愛称等は施設等にふさわしいものであるか ・ サイン等の設定条件を満たしているか など
応募の趣旨	・ 事業の趣旨に沿っているか など
ネーミング ライツ料	・ 基準価格を満たしているか ・ 適切な金額であるか など
契約期間	・ 期間設定は適切か（原則3～5年）

・「提案広告型」

審査項目	審査ポイント
資格	・ 応募資格を満たしているか ・ 経営基盤が安定しているか など
内容	・ 学生、教職員に受け入れられるか ・ 施設等にふさわしい内容であるか ・ 条件等を満たしているか など
応募の趣旨	・ 事業の趣旨に沿っているか など
ネーミング ライツ料	・ 基準価格を満たしているか ・ 適切な金額であるか など
契約期間	・ 期間設定は適切か（原則1～5年）

ネーミングライツ事業申込書の「愛称案」は参考とさせていただき、契約時に別途協議して決定します。

※提出書類（別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。）

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙1）
- ② 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ その他募集要項において必要とする書類（デザイン及び配置がわかる書類等）

10. 契約の締結・更新

本学は、命名権等の決定を通知したネーミングライツパートナーとネーミングライツ事業に関する契約を締結します。なお、ネーミングライツパートナーは当該施設等の契約更新に際して優先的に交渉をすることができます。ただし、契約更新後の期間については5年を限度とし、

最初の更新時より5年を経過する場合は、改めて公募等の手続きを行います。

11. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、変更及び維持管理にかかる経費（通信費や光熱水料等を含む）、命名権等の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします（ネーミングライツ料とは別に負担願います）。
- ② 愛称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ③ 契約締結後に作成する本学広報誌及び公式ウェブサイト等への掲載は、本学の負担により行います。

12. ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン等を設置できます。サイン等の内容（デザイン、大きさ）、設置場所及び設置方法等は本学と協議が必要です。また、施設指定型及びスペース指定型で契約したネーミングライツパートナーについては、1ヶ所のみマガジンラックを設置することができます。

- ② 本学の公式ウェブサイト等において、ネーミングライツパートナーを紹介します。
- ③ ネーミングライツパートナーは、本学のネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他、希望される附帯条件等があれば応募時に提案することができます。

13. デザインガイド

ネーミングライツ事業によるサイン等の設置については、本学の良好な景観の保護のため、次のように定めます。

① 共通

- ・背景や周辺環境に配慮した、建物と一体感のある形状、素材、色彩、規模とします。
- ・色彩は、周辺の環境や樹木等の色彩を乱さないものとします。
- ・施設等の正式名称と愛称等で混乱を生じることがないように、ネーミングライツ事業によるサイン等の設置は、既存サインから十分に離隔させた位置とします。
- ・安全性に配慮した意匠とし、脱落等がないよう、確実に固定等を行うこととします。

② 屋外サイン等 ※

- ・対象施設等部分の外壁1面の面積に対して、サインの合計面積は5%以内とします。なお、対象施設等部分の外壁1面の面積とは、対象として選定した居室等に接する外壁部分の面積とします。（面積計算は基準値であり、合理的な説明ができれば基準値を超えていても可能とします。）
- ・窓面・窓内のサインは、建物の低層部（2階程度）までの表示とします。
- ・歩行者、自転車・自動車運転者等の視界を妨げるため、立て看板、突出サイン等は禁止とします。
- ・電照サイン等を設置する場合は、高輝度にならないようにし、まとまりのある美しい夜間景観になるよう配慮します。

③ 屋内（内壁・柱等）サイン等 ※

- ・対象施設等の内壁（対象施設を囲む壁面をいい、対象施設内部にある壁や柱などを除く）の総面積に対して、サイン等の合計面積は3%以内とします。（面積計算は基準値であり、合理的な説明ができれば基準値を超えていても可能とします。）
- ・建物全体や他の空間と合わせた範囲がネーミングライツ事業の範囲と認知されないようにすることとします。
- ・講義室内の前面壁へのサイン等の掲載は不可とします。また、試験等を行う講義室においては、掲示ができるサインは、法人名、法人名の商標、愛称等とします（試験等を行う際には、一次的にサイン等を隠すことがあります。）。

④ 屋内広告等

- ・「提案広告型」の広告については、本学が指定したフレームにより掲示を行い、他の掲示物を含め室内の統一感を保ちます。フレームカラーは協議によります。
- ・広告の内容は、大学の運営に支障を及ぼさないものとします。

（「8. 愛称等の付与の条件」参照）

⑤ マガジンラック等の設置

- ・「施設指定型」「スペース指定型」は、対象施設等に1ヶ所のみマガジンラック（幅300mm×奥行450mm×高さ1410mmの1列のもの）の設置を可能とします。マガジンラックには、会社概要等パンフレットの設置が可能です。ただし、ネーミングライツパートナーの直接的な営業活動（販売等）に係るものは不可とします。

⑥ その他

前述の範囲内であっても、選定委員会において、対象施設等の特性や学生及び教職員に受け入れられるか、施設にふさわしいものとなっているか、周辺環境と調和しているか等の観点から、不採用とすることがあります。

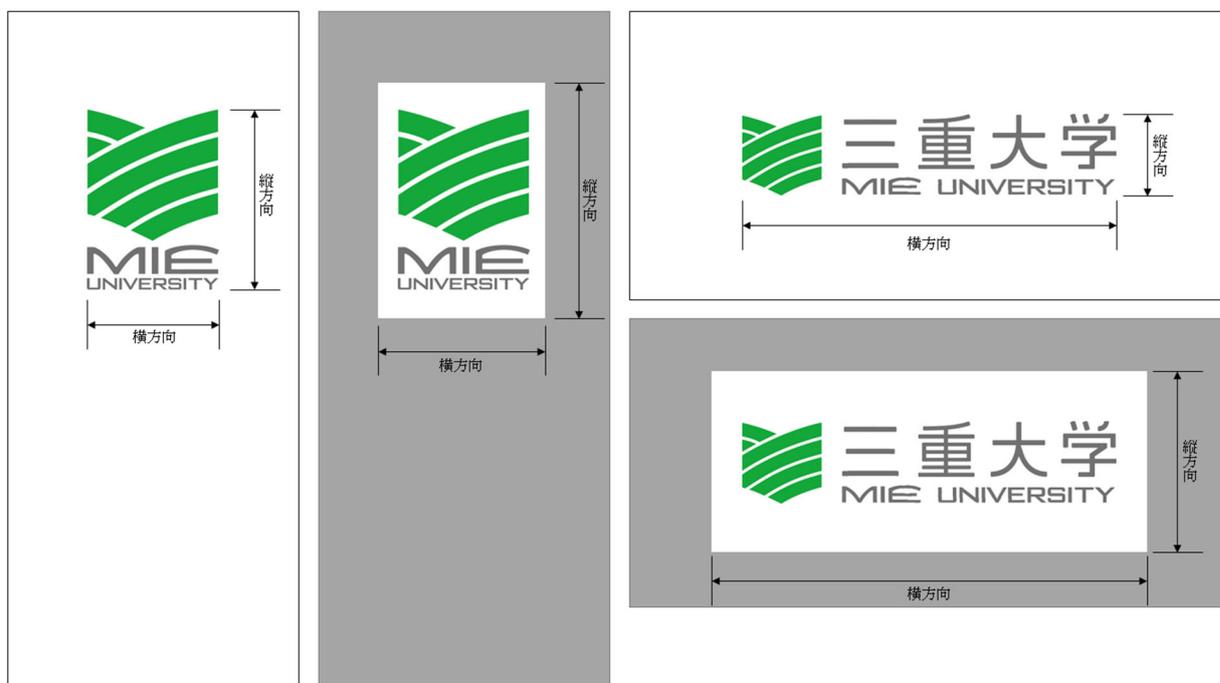
また、本ガイドラインに記載のない事項については、選定委員会において判断します。

命名権等の付与期間中でも、本学の基準に合致しないことが判明した場合は、

本学はサイン等の変更を求めることができます。

※サイン等の外郭は、以下イメージ図のとおり、文字の背景が、サインを設置する建物等と同色または透明である場合は文字の最外部まで、サインの背景が、サインを設置する建物等と異なる場合はサイン等の色の境界までとし、矩形で囲った部分を面積とします。

（イメージ図）



14. 契約の解除

1) 契約解除の要件

学長は、ネーミングライツパートナーが以下に該当するとき、ネーミングライツパートナーの決定を取消し、又は契約を解除することができます。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は、原則、返還しないものとします。

- ①指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき。
- ②「7. 応募資格」に該当しなくなったとき。
- ③社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ④ネーミングライツパートナーより契約解除の申出があったとき。
- ⑤その他学長がネーミングライツパートナーの決定の取消し又は契約の解除が必要であると認めるとき。

※⑤により契約を解除する場合は、ネーミングライツ料の返還についてネーミングライツパートナーと協議するものとします。

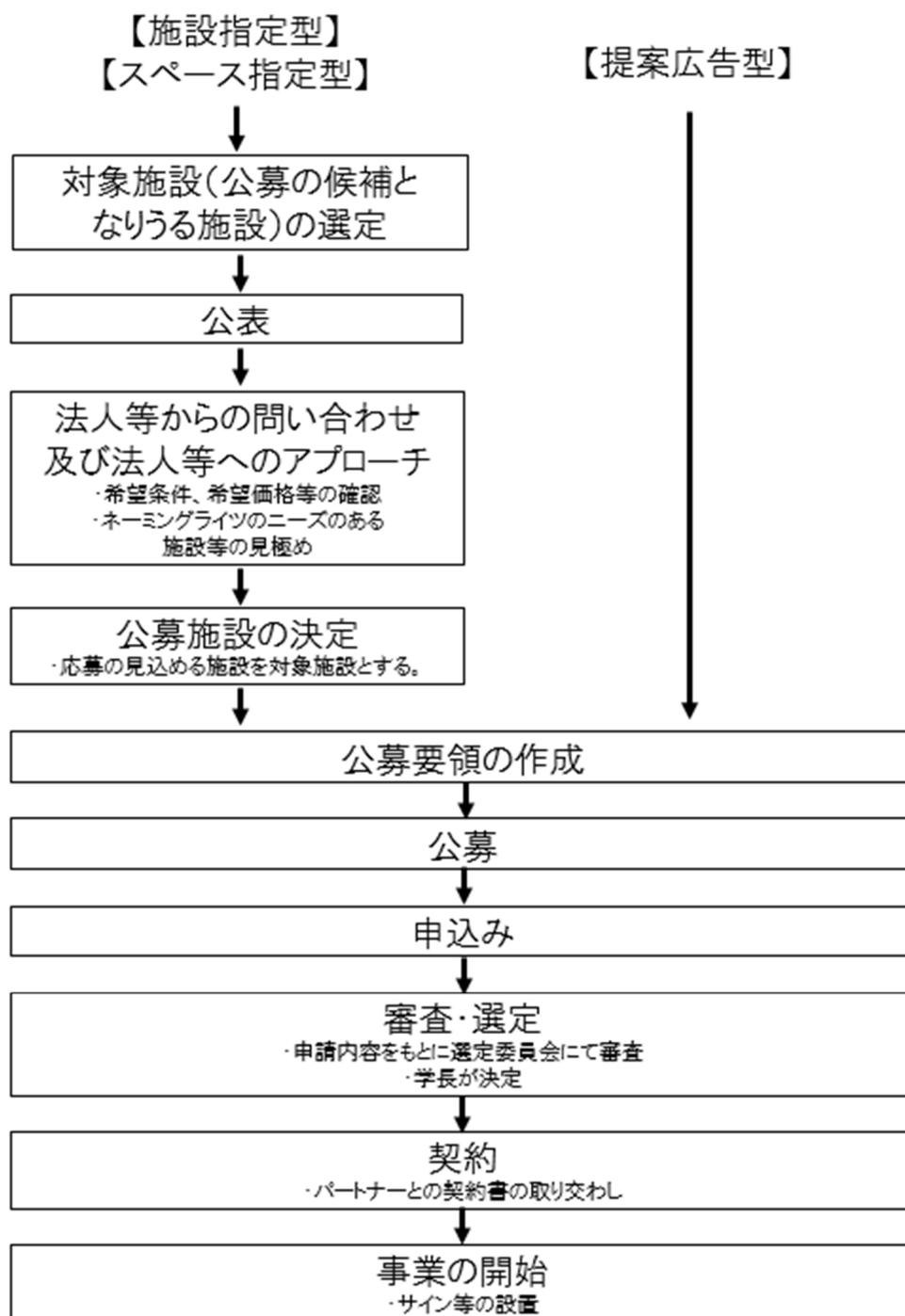
2) 違約金等について

ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーの都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、学長に契約の解除を申し出ることができます。この場合において、ネーミングライツパートナーは、本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は、本学とネーミングライツパートナーとが協議の上、決定します。

15. リスク負担

設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合や、愛称等が第三者の商標権を侵害した場合等、設定した愛称等に関する一切の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

16. ネーミングライツ事業実施の流れ



(別紙1)

令和 年 月 日

三重大学長 殿

申込者
名 称 _____
代表者 _____
住 所 _____

ネーミングライツ事業申込書

三重大学におけるネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

分 類	<input type="checkbox"/> 施設指定型	<input type="checkbox"/> スペース指定型	<input type="checkbox"/> 提案広告型
施設等名 (室名、箇所等)			
応募の趣旨			
愛称等の案 (提案広告型は省略)	※デザイン等は別途添付		
愛称等の理由 (提案広告型は省略)			
希望ネーミングライツ料	円 (年額/税別)		
希望期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
連絡先	担当者氏名		
	電話		
	F A X		
	E-mail		

(関係書類)

- (1) 法人等の概要を記載した書類 (会社概要など)
- (2) 定款、寄附行為その他これに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書 (発行3ヶ月以内のもの)
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書 (貸借対照表及び損益計算書) 及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類 (納税証明書など)
- (6) その他公募要領において必要とする書類 (デザイン及び配置がわかる書類等)